

令和6年度

第16回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和6年10月10日（木曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について
議案第7号	和歌山市農地利用最適化推進委員の辞任について

出席委員（15名）

1 番 井口 健	8 番 藪 利昭
2 番 中村 弘	11 番 笠野 喜久雄
4 番 曾根 光彦	12 番 山本 茂樹
5 番 小方 保寛	13 番 丸山 勝
6 番 井上 直樹	15 番 堀 良子
7 番 谷河 績	16 番 湯川 徳弘

17番 貴志 年伸
18番 藤井 友彦
19番 岩橋 章博
欠席委員（1名）

3番 吉中 雅三

出席職員

農業委員会事務局

局長 奥谷 知彦

副課長 藤田 誠一

班長 中居 一樹

企画員 西森 和子

事務主任 田伏 諒

事務主任 清瀧 篤樹

農林水産課

課長 田中 克弥

班長 山路 裕雅

企画員 川上 和徳

企画員 岩橋 佳紀

13時00分 開会

◆奥谷局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第16回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る9月27日、井口委員、吉中委員、小方委員、藪委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、吉中委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、貴志委員、藤井委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、14件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 12は住所が・・・で、相続した農地については農業委員会によるあっせんを希望しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で1件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたし

ます。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

内訳は、農業用資材置場及び農業用駐車場が1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件について、農地法第5条の規定による農地転用の許可申請の取下げが1件ありました。

事業計画の見直しの必要が生じたため、令和6年9月17日付で、取下げ願いの提出がございました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で3件ありました。

9月9日付、9月19日付、10月1日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で9件ありました。

9月9日付、9月19日付、10月1日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課 山路班長 番外 説明いたします。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料（位置図）をご覧ください。

全5件の申出があり、P1に、位置図、P2からP3に計画変更内容説明資料を示しております。

No.1について説明させていただきます。

参考資料のP 4からP 9をご覧ください。

P 4にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P 4、P 5には代替地を、P 6には申出時に受領した代替地検討書を、P 7には申出地を撮影した写真を、P 8には、農用地区域の広がり、P 9には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者は、・・・です。

3台分程度の駐車場はあるものの、時期によっては駐車場が不足しており、駐車場を増設したい意向です。

よって、代表役員個人が所有する隣接地の農地をお寺に所有権移転し、駐車場として利用する予定です。

申出地は、北側に農地、東側に農地及び宅地、南側に宅地、西側に農地に面した農地となっています。

よって、市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することがやむを得ないと考えるものです。

No. 2について説明させていただきます。

参考資料のP 10からP 14をご覧ください。

P 10にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P 10には代替地を、P 11には申出時に受領した代替地検討書を、P 12には申出地を撮影した写真を、P 1

3には、農用地区域の広がりを、P 14には、関係各課の意見を示し、添付しております。

参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である、・・・氏は・・・氏の長男で農業後継者指名を受けています。

現在のアパートに住んでいますが、新しく住宅の取得を検討しています。

立地について検討したところ、農地に近い本申出地が最適であるため建設したい意向です。

申出地は、北側に水路、東側に農地、南側に道路、西側に農地に面した農地となっています。

よって、市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することがやむを得ないと考えるものです。

No. 3について説明させていただきます。

参考資料のP 15からP 20をご覧ください。

P 15にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P 16には代替地を、P 17には申出時に受領した代替地検討書を、P 18には申出地を撮影した写真を、P 19には、農用地区域の広がりを、P 20には、関係各課の意見を示し、添付しております。

参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である、・・・は、主に・・・を営んでいますが、原料は海上輸送により輸入をしていることから、調達が不安定です。

よって、既存の事業所の隣接地に倉庫を開設することにより、需要に対応できる安定的な体制を整えたい意向です。

申出地は、北側に宅地、東側に宅地及び農地、南側に道路、西側に宅地に面した農地となっています。

よって、市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することがやむを得ないと考えるものです。

No. 4について説明させていただきます。

参考資料のP 2 1 からP 2 6 をご覧ください。

P 2 1 にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P 2 2 には代替地を、P 2 3 には申出時に受領した代替地検討書を、P 2 4 には申出地を撮影した写真を、P 2 5 には、農用地区域の広がり、P 2 6 には、関係各課の意見を示し、添付しております。

参考にご覧ください。

利用者である、・・・は・・・です。

南インターから近い交通の利便性のよいところで、・・・を販売するための事業用地を探したところ、今回の申出地が最適であるため、利用したい意向です。

申出地は、北側に農地、東側に里道、南側に道路、西側に農地に面した農地となっています。

よって、市としては、周辺農地の営農に

及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することがやむを得ないと考えるものです。

No. 5 について説明させていただきます。

参考資料のP 2 7 からP 3 2 をご覧ください。

P 2 7 にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P 2 8 には代替地を、P 2 9 には申出時に受領した代替地検討書を、P 3 0 には申出地を撮影した写真を、P 3 1 には、農用地区域の広がり、P 3 2 には、関係各課の意見を示し、添付しております。

参考にご覧ください。

利用者である、・・・は・・・です。

大型自動車の進入できる事業用地を探していたところ、本申出地が駐車場及び資材置場として利用するうえで適地であるため、購入をしたい意向です。

申出地は、北側に農地、東側に宅地、南側に農地、西側に道路に面した農地となっています。

よって、市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することがやむを得ないものとするものです。

以上の5件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第6号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。なお、第1号から第6号の要件については、

1 申出地以外に代替すべき土地がないこと。

- 2 地域計画の達成に支障がないこと。
- 3 農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 6 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。

となっています。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 3について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので井口委員さん報告願います。

◆1番（井口 健） 本件は農振法第13条第2項各号に基づく農用地区域からの除外申請です。

先月9月27日、私と小方委員、それに事務局と共に現地調査をし、事業予定者の・・・から事情聴取を行いました。

申出地は議案書及び説明資料のとおりで、・・・に位置し、三方を倉庫や自動車中古部品置場等に囲まれた、・・・に接続した第2種農地です。

地目は田、現況も田であり稲刈りを終えた状態の使える農地です。

また、申請地の進入路を横切るような形で幅70cm 深さ60cmの農業用水路が敷設されています。

申出者は議案書のとおり農地を所有する個人です。

事業予定者の・・・の業務も行っています。

申出理由については申出者は高齢で後継者もなく農地管理に困っていたところ、隣接する事業予定者から購入依頼を受けたも

のです。

また、事業予定者にとっては、・・・の運搬には数か月を要することから、大量に材料をストックしておき国内の減産傾向に対処するとともに、競争力を強化するためには保管倉庫の増築は急務でした。

規模については坪2トンを保管すると、あと千坪程度の敷地の確保が必要として以前から土地を探していたが、今回ようやく最適地を確保することができ本申請に至ったものです。

内容につきましては周囲に擁壁を設置し造成したのち、鉄骨造り平屋建て 床面積1,381㎡の・・・を保管する倉庫の建設用地として転用予定です。

雨水については敷地内で集水後既設の用水路に排水します。

この件に関し、農振法に基づく農用地区域からの除外要件のすべてを満たしていると思われしますので、除外は「やむを得ない」と考えます。

また、その後の転用については改めて調査・確認し、当委員会での審議に委ねます。

各委員の慎重なご審議をお願いします

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

No. 4について、吉中委員さんが欠席となっていますので、事務局で報告書の代読をお願いします。

◆田伏主任 代読させていただきます。

議案第1号No. 4について報告します。

令和6年9月27日、私と藪委員、それに事務局と共に現地調査し、事業予定者の・・・から事情聴取を行いました。

申出地は、議案書及び参考資料のとおりで、・・・の第2種農地です。

地目は田、現況は休耕地でした。

申出者は、議案書のとおりで農地を所有する個人です。

事業予定者は、・・・です。

申出者は平成30年叔母から遺贈により申請地を取得しました。

申請地は、平成8年頃の県道工事のための資材置場として利用された後、申出者が取得した時には、すでに資材置場として土木業者に賃貸している状態でした。

その後、借地の契約が終了し、仲介業者に相談した際に農地転用の許可を得ていないことを知りました。

そこで、今後も本申請地を有効活用していきたいため、資材等を撤去し農地に戻した上で、今回の転用申請に至ったとのことです。

また、事業予定者は、・・・の事業適地を探しており、・・・に近く、県道沿いで利便性がよい、本申請地を作業場、露天資材置場として転用予定です。本申請地内において、・・・するとのことでした。

事業予定者は、・・・とのことでした。

・・・、そのような事は一切起こさないことを事情聴取にて確約いただいております。

排水は、汚水及び雑排水は発生せず、また、雨水については、敷地内で集水後、申請地南側の既設水路に排水します。

この件に関しては、農振法による除外要件を満たすと思われるので除外はやむを得ないと考えます。

また、その後の転用については改めて調査・確認し、当委員会にて審議に委ねます。

各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます

ました。

No. 5について、小方委員さん報告願います。

◆5番（小方 保寛） 議案第1号農用地除外の許可申請No. 5について報告申し上げます。

9月27日(金)に、井口委員と私並びに事務局で、現地調査と事情聴取を行いました。

申請地は・・・に所在し、北は畑、南にビニールハウス、東は住宅に隣接し、西側は市道・・・と堤防を挟んで・・・という状況です。

面積1, 526㎡で、現状は草が生い茂り、木も数本生えているという遊休状態である砂地の畑です。

申請者は、・・・という・・・を事業として行っております。

事情聴取は、・・・から話を伺いました。

駐車場、資材置場について、現状は借地で賃料が高く、また手狭なため、適当な自前の土地を確保したく探していたが、他に代替地とすべき適当な土地がなく、事務所と主たる作業所である・・・との間であるこの申請地を取得できる話がまとまりました。

造成は碎石仕上げで行い、駐車場はダンブ8台分の駐車場、及び資材置場とする予定で、資材置場には、・・・置場とするとのこと。

排水は西側排水路への放流を計画、隣接農地の同意取得済みです。

土地取得及び造成資金については、自己資金でまかなうとのことで問題ないと聞いております。

以上の点から、この申請について個別案

件としては一般基準をクリアしているものと思われました。

ただ・・・に最適の砂地の畑なだけに、まことにもったいないという思いがあります。

各委員の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆4番（曾根 光彦） 今報告をいただいたNo. 4についてですが、隣接農地の同意なしとありますが、これは何か理由があるのですか。

◆農林水産課 川上企画員 同意がない農地については現在木が生い茂り耕作が不可能な状態になっています。

地目上農地となっているため所有者に声を掛けたところ同意書としてはいただいていませんが事業を実行するにあたっての同意は得ていると報告を受けています。

◆4番（曾根 光彦） これはゆくゆく問題が出てくるといったことはありませんか。

◆農林水産課 川上企画員 隣接農地の耕作はされていません。

◆会長（谷河 績） よろしいですか。

ほかになにかございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号はやむを得ないと決定しました。

農林水産課の退席を認めます。

議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借り手から証明願が4件ありました。

対象農地の面積は、田のみで8,032㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、No. 1からNo. 4のすべてについて、P32の議案第5号農用地利用集積計画No. 91からNo. 94で利用権の設定を上程しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で5件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。

なお、No. 1は市街化区域の使用貸借権の設定で期間1年の契約です。

No. 3は親から子への生前贈与です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む個人です。

・・・の自家用車での送迎が急増し、申請地北側にある既存の貸露天駐車場は満車となっている状況の中、依然として・・・からの駐車場設置の要望が多いことから、当該申請地を貸露天駐車場へ転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・で、申請地周辺には小学校や集落が多いが、医療機関は少なく、来患者数が見込めるとのことから、本申請地を貸診療所に転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。なお、No. 1については

現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので委員さん報告願います。

◆8番（藪 利昭） 議案第4号No. 1について報告します。

本件は、農地法第5条の許可申請で9月27日、私と吉中委員それに事務局と共に現地調査し、申請者の・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書及び補足資料のとおりで、・・・の第2種農地です。

地目は田、現況は休耕地でした。

申請者は、市内で・・・を営む個人です。

本件は、ここ数年近隣の・・・小学校の児童数が増加し、保護者の自家用車による送迎が増え、そのための駐車場の需要が見込まれることから、本申請地を貸露天駐車場として転用申請するものです。

本申請地北側の既存の駐車場はすでに満車であり、申請者が事前に告知を行ったところ、さらに20名程度駐車場を借りたいとの問い合わせがあったそうです。

そこで、農地の管理に苦慮していた叔父である譲渡人との間で話がまとまったため、本申請に至ったとのこと。

内容に関しては、土地の造成後碎石で仕上げ、露天駐車場を整備します。

排水については、汚水及び雑排水は発生しません。

雨水については、申請地内で集水し、南側の既存水路へ排水します。

紀の川左岸土地改良区の意見書が添付され、隣接農地は無く、付近の農地に対する

影響や用水路等への被害は無いと考えられます。

この件に関しては、特に問題はないと思慮されますが、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

N o . 1 2 を先議とさせていただきます。笠野委員一時退席をお願いします。

..... 笠野委員退席.....

◆西森企画員 番外 先議のため議案第5号P22のN o . 1 2 について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。

再設定の契約で、賃貸借権、期間は3年、地目は田、面積は5, 1 3 0 m²です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号N o . 1 2 について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号N o . 1 2 は可決と決定しました。

..... 笠野委員着席.....

続いて、N o . 6 8 についても先議とさ

せていただきます。

湯川委員一時退席をお願いします。

..... 湯川委員退席.....

◆西森企画員 番外 先議のため議案第5号P29のN o . 6 8 について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。

再設定の契約で、使用貸借権、期間は3年、地目は田、面積は3, 0 8 6 平方メートルです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号N o . 6 8 について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号N o . 6 8 は可決と決定しました。

..... 湯川委員着席.....

続いて、N o . 1 2、N o . 6 8 以外について提案します。

◆西森企画員 番外 議案第5号N o . 1 2 およびN o . 6 8 以外について説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、再設定契約が96件、新規の契約が13件で合計109件ございました。

賃借権が16件、使用貸借権が80件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。

また、N o . 1 からN o . 1 1、N o .

13からNo. 67、No. 69からNo. 88については、農業委員会による利用権の再設定、No. 89からNo. 96については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 97からNo. 106については、農地中間管理事業での再設定、No. 107からNo. 111については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、先議分を含め全体で、田が226,919.91㎡、畑が10,981㎡、総面積が237,900.91㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が15件あり、面積は田が32,862㎡、畑が993㎡、総面積が33,855㎡です。

なお、No. 89、No. 90は和田推進委員、No. 91からNo. 94は松尾推進委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号No. 12、No. 68以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号No. 12、No. 68以外についても可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

岡崎地区西、森小手穂で（39件、85

筆）を和田推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書6件の提出がありました。

面積はすべて畑で2,672.61㎡です。

議案書番号1～6について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われま

す。

なお、地区の土地改良区等と協議済です。

以上です。
◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 和歌山市農地利用最適化推進委員の辞任について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

令和6年10月1日付けで、農地利用最適化推進委員・・・氏より、農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の申出が和歌山市農業委員会会長あてありましたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定により農業委員会の同意を求めるものでございます。

・・・委員から辞任願の提出をいただいておりますので、朗読させていただきます。

辞任願 一身上の都合により令和6年10月31日付をもって和歌山市農地利用最適化推進委員を辞任したいので、承認されたくお願い致します。

令和6年10月1日・・・

なお、農業委員会等に関する法律第23条では、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とされております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆奥谷局長 事務局からその他の報告がございますので、報告させていただきます。

◆中居班長 番外、説明いたします。

・先進地視察について

机上に配布しております、視察研修行程表をご覧ください。

先日、文書でお知らせさせていただきましたが、令和6年度農業委員会の先進地視察を11月22日（金）に実施します。

文書では、7時45分集合と書かせていただきましたが、午前中の渋滞等を見越して7時30分集合でお願いします。

解散時間は、17時30分の予定です。

集合場所は、和歌山城公園バス駐車場です。

行き先は、滋賀県竜王町役場、道の駅アグリパーク竜王となっております。

まだ、出欠についてご連絡いただい

ない委員さんは、総会終了後、事務局までご連絡ください。

・農地利用最適化推進委員の追加募集について

先ほど議案第7号でご了承いただきましたとおり、10月31日を持ちまして、・・・委員が辞任されますので、現在、1名で推進委員さんの募集を行っていますが、1名追加し、募集人数を2名に変更させていただきます。

それに伴い、募集期間も現在10月25日までを11月5日まで延長する予定です。

・農政問題調査研究小委員会の開催について

本日、農政問題調査研究小委員会を開催します。

内容は、農業委員会だよりについてです。

井口委員、曾根委員、小方委員、堀委員、貴志委員、岩橋委員は引き続きお願いします。

総会終了後、休憩を10分間はさんで再開します。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようでございますので第16回総会を閉会いたします。

13時45分 閉会